三十七	運輸安全委員会		
	組織	官職	区分
	事務局	（略）	（略）
		室長（人事院の定めるものに限る。）	二種
		企画官（人事院の定めるものに限る。）	
		次席航空事故調査官（人事院の定めるものに限る。）	
		（略）	（略）
三十八	（略）		
三十九	環境省		
	組織	官職	区分
	（略）	（略）	（略）
	国立水俣病総合研究センター	（略）	（略）
		次長	二種
		部長	
		（略）	（略）
		（略）	（略）
四十・四十一	（略）		

三十六	運輸安全委員会		
	組織	官職	区分
	事務局	（略）	（略）
		室長（人事院の定めるものに限る。）	二種
		企画調整官（人事院の定めるものに限る。）	
		次席航空事故調査官（人事院の定めるものに限る。）	
		（略）	（略）
三十七	（略）		
三十八	環境省		
	組織	官職	区分
	（略）	（略）	（略）
	国立水俣病総合研究センター	（略）	（略）
		（新設）	二種
		部長	
		（略）	（略）
		（略）	（略）
三十九・四十	（略）		

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―三〇―九五

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（夜間特殊業務手当）	（夜間特殊業務手当）
第二十三条の二　夜間特殊業務手当は、次の各号に掲げる職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務で当該各号に定めるものに従事したときに支給する。	**第二十三条の二**　夜間特殊業務手当は、次の各号に掲げる職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務で当該各号に定めるものに従事したときに支給する。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　入国者収容所又は地方出入国在留管理局に所属する職員　出入国の審査又は警備等の業務	五　法務省入国者収容所又は地方入国管理局に所属する職員　出入国の審査又は警備等の業務
六～十二　（略）	六～十二　（略）
十三　厚生労働省に所属する職員のうち人事院の定める職員　介護の業務その他の業務で人事院の定めるもの	（新設）
十四　（略）	十三　（略）